

御殿場市骨髄ドナー助成金交付要綱をここに制定する。

令和4年11月28日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市告示第473号

### 御殿場市骨髄ドナー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、骨髄バンク事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づき、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。以下同じ。）におけるドナー等の経済的な負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、当該ドナー等に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髄等 骨髄・末梢血幹細胞をいう。
- (2) ドナー 骨髄バンク事業において、骨髄等を提供する者をいう。
- (3) ドナー等 ドナー及びその者が勤務する事業所をいう。
- (4) 通院等 次に掲げる骨髄等の提供のために要した通院、入院等をいう。

ア 健康診断のための通院

イ 自己血貯血のための通院

ウ 骨髄等の採取のための通院又は入院

エ その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院、入院又は面談

(助成の対象等)

第3条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）及び助成金の額は、次の表のとおりとする。

区分	助成対象者	助成金の額
ドナー	ドナーとして骨髄等の提供を行った	1人につき、通院等に要した日数

	時点で市内に住所を有する者（以下「対象個人」という。）	に、20,000円を乗じて得た額とし、140,000円を限度とする。
事業所	対象個人が、骨髄等の提供を行った時点で勤務する国内の事業所（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び公立大学法人を除く。）	1事業所につき、対象個人が通院等に要した日数に10,000円を乗じて得た額とし、対象個人1人につき70,000円を限度とする。

2 前項に規定する事業所は、対象個人が同時に複数の事業所で勤務するときは、一の事業所を対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、他の地方公共団体が実施する類似の助成金等の交付を対象個人が受けている場合は、当該対象個人は助成の対象としない。

（交付の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、対象個人が骨髄等の採取に伴う通院等が終了した日の翌日から起算して1年以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 御殿場市骨髄ドナー助成金交付申請書（ドナー用）（様式第1号）又は御殿場市骨髄ドナー助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号）
- (2) 骨髄等の提供が完了したことを証明する骨髄バンクが発行する書類の写し
- (3) 骨髄等の提供に係る通院等をした日を証する書類の写し
- (4) 対象個人との雇用関係が確認できる書類（事業所の場合のみ）
- (5) 事業所の所在地が確認できる書類（事業所の場合のみ）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、御殿場市骨髄ドナー助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、決定通知書の受領後速やかに、御殿場市骨髄ドナー助成金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第7条 市長は、交付決定者が偽りその他の不正な行為により助成を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(関係書類の保管)

第8条 交付決定者は、助成金に関する書類を常に整理し、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

御殿場市骨髄ドナー助成金交付申請書（ドナー用）

年 月 日

御殿場市長 様

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

私は、骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了しましたので、御殿場市骨髄ドナー助成金交付要綱第 4 条の規定に基づき、助成金の交付を受けたく次のとおり申請します。

1 申請内容

フリガナ		生年月日	年 月 日
ドナー氏名			
骨髄等の採取日時点 のドナーの住所			
申請金額	円		
骨髄等の提供日	年 月 日		
通院等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日分）		

2 確認事項

- 御殿場市がこの申請を審査するために住民基本台帳の記載事項を閲覧することに同意します。
- 当該ドナーの骨髄等の提供について、他の地方公共団体から助成金等の交付を受けていません。

3 添付資料

- (1) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了したことを証明する骨髄バンクが発行する書類の写し
- (2) 骨髄等の提供に係る通院した日及び入院した日を証する書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

御殿場市骨髄ドナー助成金交付申請書（事業所用）

年 月 日

御殿場市長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名  
電話番号

本事業所に勤務する者が、骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了しましたので、御殿場市骨髄ドナー助成金交付要綱第4条の規定に基づき、助成金の交付を受けたく次のとおり申請します。

1 申請内容

フリガナ		生年月日	年 月 日
ドナー氏名			
申請金額	円		
通院等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日分）		

2 確認事項

他の地方公共団体から当該ドナーの骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていません。

3 勤務するドナーの確認事項

申請者の助成金の申請を審査するに当たり、御殿場市がドナーの住民基本台帳の記載事項を閲覧することに同意します。

ドナー氏名 \_\_\_\_\_ 印

4 添付資料

- (1) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了したことを証明する骨髄バンクが発行する書類の写し
- (2) 骨髄等の提供に係る通院した日及び入院した日を証する書類の写し
- (3) ドナーとの雇用関係が確認できる書類
- (4) 事業所の所在地が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

御殿場市長 印

御殿場市骨髓ドナー助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました御殿場市骨髓ドナー助成金について、（交付・不交付）することに決定したので、御殿場市骨髓ドナー助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり通知します。

交付決定額 円

不交付の理由

御殿場市骨髄ドナー助成金請求書

年 月 日

御殿場市長 様

住所又は所在地  
請求者 氏名又は名称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた助成金について、  
御殿場市骨髄ドナー助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関	銀行 金庫 農協									本店 支店 出張所
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号								
フリガナ										
口座名義人										

※口座名義人は、請求者と同一とする。